

# 議会運営委員会記録

令和4年3月17日（木）

開議 15時 06分

閉議 15時 38分

全員協議会室

## 出席者

〔委員〕 布施委員長、柳楽副委員長、  
肥後委員、三浦委員、沖田委員、足立委員、川上委員、串崎委員、  
小川委員、牛尾委員

〔議長団〕 笹田議長、川神副議長

〔委員外議員〕 なし

〔執行部〕 坂田総務部長、佐々木総務課長、猪狩総務管理係長

〔事務局〕 古森局長、下間次長、近重書記

---

## 議 題

- 1 令和4年6月浜田市議会定例会議の会議予定について 資料1
  - 5月18日の総務文教委員会を5月23日に変更。（広域議会があるため）
  - 執行部から3月末での税条例や地方債等の一般会計補正予算の専決処分を行うことが報告され了承された。
  
- 2 会派代表質問のあり方について 資料2
  - 3月31日までに会派意見を集約する。会派代表質問そのものを廃止とするのか、現行の運営方法を改善して実施するのか、改善して実施する場合はどのように改善するのかについて意見集約する。
  
- 3 請願及び陳情について 資料3
  - (1) 審査基準について
    - 3月31日までに会派で意見を集約し提出
  
  - (2) 採択した請願及び陳情への議会としての対応について
    - 3月31日までに会派で意見を集約し提出
  
- 4 はまだ議会だより読者アンケートに寄せられた意見等への対応協議について 資料4

【Vol.64 2月号】

  - 一部訂正し議会広報広聴委員会へ提出
  
- 5 重要案件の意見交換会の案件について 資料4
  - 案のとおりで了承（案件変更なし）
  
- 6 オンラインの方法による委員会の開催に伴う委員会条例等の改正等について

資料5

- 全国市議会議長会の参考例を基に改正案を作成し次回の議会運営委員会で提示。感染症または大規模災害時に開催可能とし、出席は届出制として案を作成

## 7 その他

- 特になし
- 次回の議会運営委員会開催日時：令和4年4月12日（火）午後1時～

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[ 15 時 06 分 開議 ]

布施委員長 ただいまから議会運営委員会を開催する。出席委員は10名で定足数に達している。  
それではレジュメに沿って進めていく。

1 令和4年6月浜田市議会定例会議の会議予定について

布施委員長 資料1をごらん願う。局長から説明をお願いする。  
古森局長 (以下、資料をもとに説明)  
訂正させてほしい。5月18日総務文教委員会と書いてあるが、この日は広域議会の予定が先に入っていた。総務文教委員会の予定は後日調整させてもらった上で連絡させてほしい。  
(以下、資料をもとに説明)

布施委員長 ただいまの説明について質疑等はないか。  
(「なし」という声あり)

では説明のとおりで日程の把握をお願いする。なお、個人一般質問の時間、委員会運営方法、執行部の出席、予算決算委員会及び全員協議会の会場、傍聴席の制限は、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、後日改めて決定する。執行部はここで退席されるが、執行部から何かあるか。

総務部長 例年同様、税法の改正に係る市税条例の改正や、あるいは地方債の関係で、補正予算を専決させていただければと思うので、どうかよろしく願う。

布施委員長 委員から何かあるか。  
(「なし」という声あり)

では執行部は退席いただいて構わない。

《 執行部退席 》

2 会派代表質問のあり方について

布施委員長 資料2をごらん願う。前回の議会運営委員会で今後の会派代表質問のあり方について会派からの意見提出を依頼した。提出された意見を集約した資料をもとに進めたい。まず、なしと回答された会派から理由について補足を願う。

沖田委員 会派代表質問について今後実施なしという回答にさせていただいた。その理由についてだが、これは昨年も会派代表質問のあり方を議会運営委員会で少し触れられたと思うが、そのときも理由としては、まず各会派の一括質問一括答弁は、市民からも見ていて非常にわかりにくいという声があるし、我々が聞いていても非常にわかり

にくい思いがする。また、どうしても施政方針に対する質問になるので、質問も答弁もかなり重複している。昨年は私たちの会派から、一問一答方式がよいのではと提案させていただいたが、なじまないということで今年度もこのやり方になった。

従来どおりのやり方であれば会派代表質問はしなくてよいのではないかと思う。ただ、今後、会派代表質問のあり方についてどうするかという議論をしていくのであれば、ぜひやっていくべきだろうというのが山水海としての意見である。

布施委員長

山水海の意見としては、今回実施したやり方であればなし、ということで。やり方を変えていろいろな代表質問のことを、本来あるべきものをきちんとしっかり追って会派としての代表質問が行われればやってもよい、という意見だった。

川上委員

創風会はここに書いてあるように、やらない。理由は会派でも言ったのだが、一括質問一括答弁は非常にわかりづらい、理解しがたいものがあり、特にこのことに関して意見が出た。したがって、山水海が言われていたように一問一答方式などを考えるのであれば、検討の余地があるが、現行のままでは必要ないと考える。

布施委員長

創風会も山水海と同じように現行ではなし、しかし工夫してやり方を変えれば実施してもよいという意見でよろしいか。はい。

柳楽副委員長

公明クラブもなしということで出しているが、今、山水海、創風会が言われたように、なしとした理由はやはりわかりにくい。市民からもそういった声をお聞きしているので、そのためなしとしたのだが、今回の公明クラブの代表質問、うちの色が出ていたかと思う。うちらしさが出ていたか。そういった意味では、やり方によっては会派の色をしっかり出せる質問のやり方ができるのではないかということでは、考え方を変えたらやり方をしっかり詰めて、皆にもわかりやすい、会派の色も出せる、そういったやり方を考えていくのも一つの手法かと考えている。

布施委員長

公明クラブも現行ではなしとのことだが、考え方ややり方を変えることによって、これまでどおり代表質問はできるのではという意見。続いて、ありと回答された超党みらいからお願いします。

小川委員

さまざまご意見を伺う中で感じたのだが、超党みらいの中でも全てがやるべきだと一致してない部分もある。その中の、やめてもよいのではという理由は先ほどおっしゃった内容とほぼ重複しているのだが、その前提としてこの間実施してきた会派代表質問の実施要領などを見てみると、これまでも10回以上改訂しながらその内容を改善しながら継続してきた歴史があると思っている。その中で、先ほど来から言われているのは、やり方に問題があるのであり、会派代表質問の目的について問題があるのではない、その運用、行っている実態が、導入目的と少し合わなくなってきたことが、やめ

てもよいのではという理由になっているのだとすれば、そこは分けるべきではないかというのが、会派内で議論した方向である。

先ほど公明クラブも言われたが、会派独自の調査や研究ということで独自色を出すというか、会派を組んでいる理由だとか、その中で施政方針に対する会派としての考え方などを中心に訴えればよいと思うし、やるとすればどこを変えるかという、やはり問題となっている一括質問一括答弁はわかりにくいから変えれば、やっていくべきではないかというようにまとめている。

結論から言うと、やる方向でありとしているが、ただやるに当たっては時間についてどうするか。今回なども見ていると、持ち時間が長すぎて再質問あるいは再々質問という形もあったが、そのことも含めて時間をもう少し、例えば一般質問と同じ、今は20分だが30分くらいでもよいのではということも含めて、その辺は整理すれば導入目的に沿った形で会派代表質問はやっていける状況はあるのではないかと、ということでありと回答している。超党みらいの現状認識ということで報告させていただいた。

布施委員長

やる方向性であれば運用の仕方について、もう少し考えてしっかり共有して、会派の独自色を出してやるべきだという意見だった。

各会派から意見をいただいたが、質問がある方は挙手をお願いする。あくまでもやる・やらないはここでは決めないで、出された意見に対して自分の意見、また代表質問はこうあるべきではないかということがあればこの場で言っていただきたい。それを会派持ち帰りの検討事項とさせていただきたい。今出された以上のものがあれば意見を伺う。

牛尾委員

会派代表質問を導入しようと決めたのは、合併後の議会改革推進特別委員会だった。そのとき、委員が12名おられたと思うがその生き残りの一人が川神副議長である。会派とは政策集団だから、個人一般質問とは別に、会派という集団として政策提案するところに重きを置くこともあって、相当喧々諤々して答申を受けて導入した経緯がある。したがって今のありようは、本来会派代表質問として目指していたものと大きな乖離がある。

今のままでは嫌だということではなく、当時どういう議論をしたのか。議事録が残っているかどうかかわからないが、もう1度その辺を考えていただき、個人22名の議員がそれぞれのことを言うのが一般質問、そうではなく政策集団として、その一段も二段も上の政策を首長にぶつけるのが会派代表質問だと思うので、その辺はもう1回考えていただき、今の時代に合うような運用をしていけば、それほど皆のご批判もないと思う。当時1年半もご苦労いただいたメンバーの顔が私も浮かぶので、ぜひ再考をお願いしたい。

布施委員長

ほかに。

( 「なし」という声あり )

それでは、なしと答えた方でも現行ではだめだと。工夫によっては会派代表質問は必要ではないかという意見もあった。皆にお諮りしたいのだが、この会派代表質問についてはもう1回、会派内で今言われた意見に対して、会派代表質問の実施要領がある。質問の内容や通告の仕方、時間、方法、こういったものがあるのでそこを踏まえて、先ほど会派代表質問はありということで超党みらいが一つの例として示しているが、そういったところを考える。また自分たちの考え方をに入れていただき、それを会派の意向を議会運営委員会で再度諮っていきたいと思うが、皆それでよいか。

( 「はい」という声あり )

会派集約をもう1回皆にお諮りする。その時期は、3月31日まで。また事務局から回答用紙を送るので、それまで会派の集約をしていただきたい。よろしく願います。

古森局長

集約日は3月31日で構わないが、今、最初の表がある。なし、ありと。なしにしているところも、こういうところを見直したらありという表現を書きいただくと、次回協議しやすいのかと思うが、いかがだろうか。

布施委員長

局長から説明があったような内容で回答をお願いしたいのだがよろしいか。

三浦委員

持ち帰って、もうこの代表質問の、やり方を今後議論していくのか。先ほど牛尾委員が、会派代表質問を導入したときにはこういう経緯があったのだというところを、それはもう個々に振り返って、ではどうやったらできるのかという手法を、次回以降議論していくということか。

布施委員長

そういう意味合いではない。それを聞いた上でも、会派としては工夫してでも、今からは一般質問でもよいのではという意見があれば、代表質問はなしでも結構。しかしやるとしたら、手法を変えることでできるのではといった意見を集約したい。

改めて言う。会派から出たいろいろな意見に対しては、会派内で共有していただき、取りまとめてほしい。やる、やらないも含めて、やる場合ならこういったやり方を変えるとか、どうするか、そういうものも含めて意見を取りまとめていただき、提出期限を3月31日とさせていただく。よろしいか。

( 「はい」という声あり )

### 3 請願及び陳情について

布施委員長

2件、会派意見の集約をお願いしたい。

#### (1) 審査基準について

布施委員長

こちらは請願・陳情の採決時に、同じ理由であるが判断が分かれることがあるため基準を設定してはどうかという意見があったためである。基準を設定している議会の資料を抜粋したものを配信する。資料をごらん願う。

まず区分として、採択とするもの、不採択とするもの、一部採択の三つを設けてそれぞれの基準が記載してある。今回、会派へ協議をお願いしたいのは、各区分の基準についてである。議会運営委員会終了後に事務局から回答票をメールで送信するので、会派意見を取りまとめてほしい。これも提出期限は3月31日とする。回答に当たり、提出した事項へ加筆・変更や、新たに基準を追加・削除していただき提出してほしい。このことについて何か質問はあるか。

( 「なし」という声あり )

では会派での協議をお願いします。

## (2) 採択した請願及び陳情への議会としての対応について

布施委員長

こちらは3月1日に開催した議会運営委員会で、採択した陳情を受けて検討するものである。こちらも採択した請願・陳情のその後の動きの把握の流れについて、各会派での案を提出してほしい。参考に、浜田市議会基本条例の第10条では、議会は採択した請願及び陳情が市長等において処置することが適当と認めるときは市長等に対して、その趣旨を実現するよう求めるものとともに、当該請願及び陳情に関する事後の状況、対応等を議会に報告するよう求めるものとする。と定められている。こちらの規定に沿った案をご提出いただきたい。議会運営委員会終了後に事務局から回答用を同じくメールで送信するので、会派の意見を取りまとめてほしい。提出期限はこれまで同様3月31日とする。何か質問は。

( 「なし」という声あり )

では会派での協議をお願いします。

## 4 はまだ議会だより読者アンケートに寄せられた意見等への対応協議について

【Vol. 64 2月号】

布施委員長

議会広報広聴委員会から議会運営委員会へアンケートが2件振り分けられた。委員会としての回答について事前に案を作成している。案をもとに協議する。事前に正副委員長、特に副委員長が力を入れて書いていただいているが、議会運営委員会の回答についてこのようにしたいと思うが、何かご意見があれば伺う。

三浦委員

これでよろしいかと思うが、二つ目の回答について、前段部分は産業建設委員会に振った部分かと思うので、この部分は除いていただき、後段部分だけでよいのではと思う。

布施委員長

実はそういうつもりでやっていたのだが、副委員長の思いがあっ

てやらせてもらった。議会運営委員会としての回答は後段部分でよいと思う。皆もそれでよいか。

( 「異議なし」という声あり )

柳楽副委員長

では本回答は5月1日のはまだ議会だよりに掲載予定である。

回答案作成時には、協働のまちづくり推進特別特別委員会が設置されてなかったのがざっくりした書き方にした。まちづくりに関する特別委員会を設けることにしているということで。もう設置されたので、この部分だけは正式名称に変えたい。

布施委員長

副委員長からご提案があった。正式名称を入れて回答するということでよろしいか。

( 「異議なし」という声あり )

## 5 重要案件の意見交換会の案件について

布施委員長

このことについて2月17日に三つの常任委員会へ案件の提出を依頼し、資料のとおり回答があった。案件について変更がないため、引き続き9項目とする。ただいまの説明について質疑等はないか。

( 「なし」という声あり )

## 6 オンラインの方法による委員会の開催に伴う委員会条例等の改正等について

布施委員長

こちらについては2月7日の議会運営委員会で提案し、浜田市議会でも導入に向けた協議検討を進めることが了承された。

本日は今後の改正方針についてお知らせする。オンラインによる方法で委員会を開催できるよう、全国市議会議長会から示された参考案をもとに改正したい。検討の参考のため、全国市議会議長会改正案の概要をお知らせする。

全国市議会議長会から示された案は、総務省の「議会の審議や決定については、本来、議員が議場に実際に集まりなされることが望ましいが、新型コロナウイルス感染症対策という、人が集まることそのものを控える必要がある例外的、緊急的な場面については、オンラインによる方法を活用した委員会の開催も差し支えない」という考えを基本に改正案を作成している。具体的には「新型コロナウイルス感染症に加え、その他重大な感染症又は大規模災害により会議開催が困難な場合は、オンラインによる方法で委員会を開催できる」という改正案。

また、この改正案では、委員の出席については許可制ではなく届け出制として作成されている。これらの議長会案を参考に改正案を作成し、後日改めて議会運営委員会でご意見を受けたい。このことについて何かご意見等があれば伺う。

( 「なし」という声あり )



7 その他  
布施委員長

その他、委員から何かあるか。

( 「なし」という声あり )

では次回の議会運営委員会の日程を確認する。4月12日火曜日、午前中はいろいろとほかの案件が入っているので、午後1時から全員協議会室で行う。議題は、請願・陳情の審査基準の検討について。採択した請願及び陳情への、議会としての対応案の検討について。オンラインの方法による委員会の開催に伴う、委員会条例等の案についてを予定している。なお確認のため、議会の開催にあたり3月31日を、会派代表質問についてはこのときにはまだ議題として上げていなかったが、先ほど皆の会派代表質問についてあるなしを含め、またやり方を変えることによって実施できるのではということが、まだ決まっていなかったが議題の中に入れていきたいと思っている。そのため、3月31日を締め切りとして各会派から意見をいただくことになっている。先ほど言った①会派代表質問のあり方について、②請願・陳情の採択基準について、③採択した請願及び陳情への議会としての対応について、事務局から回答メールを送るのでそれを記入の上、締め切りまでに回答いただくようお願いする。皆よろしいか。

( 「はい」という声あり )

最後に、本日の内容については会派内で必ず共有していただくようお願いする。議会運営委員会を終了する。

[ 15 時 38 分 閉議 ]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

議会運営委員会委員長 布施 賢 司